

## パリ協定発効を踏まえた 2017 年の温暖化政策の展望と課題

### <報告要旨>

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所  
地球温暖化政策グループマネージャー  
田上 貴彦

#### パリ協定の発効

1. 2016 年 10 月 5 日、EU の一部の加盟国等の批准を踏まえ、パリ協定を批准した国の温室効果ガス排出量の合計が世界全体の 55%を超え、パリ協定が 11 月 4 日に発効した。それを受けて、第 22 回気候変動枠組条約締約国会議（COP22）に併せて第 1 回パリ協定締約国会合（CMA1）も 11 月 15 日から開催された。
2. パリ協定の下でのパリ協定特別作業部会では、協定実施のため、①目標設定に関して、長期目標の達成に向けた 5 年ごとの全体進捗評価（グローバルストックテイク）や、②目標達成のチェックに関して、削減行動や支援等についての透明性を確保する枠組みの手続き・ガイドライン、実施・遵守のためのメカニズム、等が検討されている。
3. 2016 年 11 月、モロッコ・マラケシュ市で開かれた COP22 では、パリ協定の実施のための作業を 2018 年の COP24 までに終えることが決定された。

#### 2017 年の温暖化政策の展望と課題

4. 2017 年は、5 月にボンでパリ協定特別作業部会等、11 月にフィジーが議長国となりボンで COP23 が開かれる。
5. COP22 では、パリ協定の実施のための作業を 2018 年の COP24 までに終えることが決定された。なお、途上国から、議題が緩和に関する事項に偏っており適応を緩和とバランスよく取り扱うべきとの意見が出されている。また、どの機関で作業を行うか決まっていない事項について、パリ協定特別作業部会が、パリ協定の実施に関して追加する可能性のある事項として検討を続けることとなっている。これらの事情から、2017 年中は、パリ協定の実施のための作業が実質的に進まない可能性もある。

#### 海外

6. 米国では、トランプ新政権の温暖化政策について、政権移行チームがオバマ政権の気候行動計画及びクリーンパワープランを廃止すると表明しているが、パリ協定や気候変動枠組条約への拠出金に対する対応も含めて、現段階

では不明確である。また、2007年に連邦最高裁が、環境保護庁は、温室効果ガスが地球温暖化に貢献していないと決定されない限り、大気汚染物質としての排出規制を行う必要がある、との判決を下していることもあり、裁判所や議会との関係での制約の存在から、政策変更には時間がかかると思われる。

7. 中国では、「国民経済及び社会発展第13次5カ年計画綱要」が2016年3月に採択・公表され、分野別の計画である「第13次5カ年計画における温室効果ガス抑制活動方案」が国務院から11月に公表された。全国排出量取引制度については、排出枠の割り当て作業が2017年第1四半期まで行われ、その後、取引が開始される。制度の詳細を規定する「炭素排出権取引管理条例」も国務院から公表される予定である。エネルギー消費の総量と原単位のダブル規制やエネルギー消費枠の取引制度も予定されており、これらの間の整合性がどのようにとられるかが注目される。
8. EUでは、2030年エネルギー気候変動目標に向けて、2016年11月までに、排出量取引制度指令改正案、努力分担規則案、エネルギー効率指令改正案及び再生可能エネルギー指令改正案のすべてが出そろい、今後、欧州議会や加盟国との議論が行われていくことになる。2030年目標は、2020年目標と異なり、達成が容易ではないと考えられており、欧州議会や加盟国との調整に時間がかかると思われる。

## 国内

9. 2030年目標達成に向けて、カーボンプライシング（国内排出量取引制度、炭素税等）の導入の是非をめぐって議論が行われている。2016年5月の地球温暖化対策計画では、国内排出量取引制度について「慎重に検討を行う」とされた。諸外国の導入事例から得られた教訓や日本におけるエネルギー諸税、省エネ法、低炭素社会実行計画等から示唆される炭素削減コストを踏まえつつ、議論を行っていく必要がある。また、エネルギー供給高度化法で設定された非化石電源比率44%目標達成の手段として、非化石電源の持つ非化石価値を取引する非化石価値取引市場案が検討されており、今後の市場設計が注目される。
10. 2050年に向けては、パリ協定で、長期低排出発展戦略の作成と通知が努力目標とされており、COP期間中にドイツ、米国、メキシコ及びカナダが提出を行った。日本においても、長期低排出発展戦略の今後の策定について、引き続き議論が行われる。
11. カーボンプライシングや長期低排出発展戦略等については、経済産業省と環境省のそれぞれで2017年3月までのとりまとめを目指して審議会で議論が行われている。その後両者間の総合とりまとめをどのように行っていくのか、環境省が別途2017年から開催するカーボンプライシング検討会を含め、その議論を注視していく必要がある。

以上